

東近江市高齢者補聴器購入費助成事業

◆東近江市では、聴力機能の低下した高齢者が補聴器を装用することで、社会参加を促進し、認知症予防に資することを目的に、補聴器の購入に要する費用の一部を助成します。

1 助成対象者（次のすべてに該当する人）

- ①市内に住所を有する 65 歳以上の人
- ②耳鼻科の医師の診断を受け、補聴器の必要性を認める証明（医師意見書（様式第 2 号））を受けた人
*対象聴力：両耳とも 40dB 以上 70dB 未満の難聴を目安とする。
- ③聴覚障害による身体障害者手帳の交付を受けていない人
- ④過去に補聴器の助成を受けたことがない人

2 助成内容

2 万円を上限に 1 人 1 回限りの助成

※申請前に購入された補聴器は助成対象外です。

※片耳・両耳問わず上限は 2 万円です。

※故障、修理、メンテナンスなどは助成対象外です。

※受診・検査費用、文書料は自己負担となります。

※助成金交付決定通知の決定日から 6 か月以内に購入し、請求してください。

3 申請方法

次の書類を市役所長寿福祉課に提出してください。

- ①東近江市高齢者補聴器購入費助成金交付申請書（様式第 1 号）
- ②医師意見書（様式第 2 号）
- ③個人情報の利用に係る同意書（様式第 3 号）

4 注意事項

耳鼻科の医師の診断は、県内の医療機関で受けてください。

補聴器は、医師の推奨する販売店で購入してください。

東近江市ホームページ（申請用紙をダウンロードできます）

[トップ](#) → [健康・医療・福祉](#) → [福祉](#) → [高齢者福祉](#)



《問合せ・申請先》

東近江市 福祉部 長寿福祉課

TEL 0748-24-5645 FAX 0748-24-1052

Eメール chojufu@city.higashiomi.lg.jp